※ 登録番号	第　185　号（令和　7年　8月　6日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業　（総合不動産投資顧問業）	
2.法人・個人の別	（法人）　　個人	
（ふりがな） 3.商号又は名称	みらーすあせっとまねじめんとかぶしきかいしゃ MIRARTHアセットマネジメント株式会社	
（ふりがな） 4.氏名 （法人である場合は代表者氏名）	くさじま　たけひこ 草島　武彦	
5.資本金額	250百万円	
6.役員		
（ふりがな） 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
くさじま　たけひこ 草島 武彦	代表取締役社長	（常勤）　非常勤
もりもと　しんご 森本 新吾	専務取締役	（常勤）　非常勤
たかはし　まもる 髙橋　衛	取締役	常勤　（非常勤）
きむら　まさき 木村 正樹	監査役	常勤　（非常勤）

7.第４条第１項第３号又は第４号に規定する重要な使用人

（ふりがな） 氏　　名 （使用人の種類）	職　　名	統括する業務の別
おぐら　やすひろ 小 倉　康 弘 （判断業務統括者）	私募ファンド本部長	投資判断、売買、貸借、管理等
やました　なおひこ 山 下　尚 彦	コンプライアンス・オフィサー	
計　２　名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名　　称	設置年月日	所　在　地
MIRARTHアセットマネジメント株式会社	令和６年 ５月７日	〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目１番１号 大成大手町ビル18階 電話　03（6262）6402
計　１　店		

9.業務の方法

1.投資一任業務の対象となる不動産の種類

(1)種類

賃貸事業の用に供されるホテル、オフィス、商業施設、住宅、物流施設、及びそれらを含む複合施設等

(2)規模

特段の定めを設けない

(3)所在する地域

特段の定めを設けない

2.助言の方法

一定期間継続的な資産運用に係る助言

3.報酬体系

当社が顧客から受け取る報酬の計算方法は、次のとおりである。ただし、個別の顧客との間で下記報酬の一部についてこれを定めず、又はこれとは異なる報酬を定めることがある。

(1)アップフロント報酬

定め方：取得価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（消費税及び地方消費税は含まない。）

(2)期中マネジメント報酬

定め方：取得価格に0.75%を上限とする料率を乗じた金額（消費税及び地方消費税は含まない。）

(3)売却処分報酬

定め方：売却価格に1.0%を上限とする料率を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含まない。）

(4)業務委託者の清算業務に係る報酬

定め方：金500,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

4.報酬の支払時期

当社が顧客から受け取る報酬の支払時期は、次のとおりである。ただし、個別の顧客との間で下記報酬の一部についてこれを定めず、又はこれとは異なる報酬を定めることがある。

(1)アップフロント報酬

支払時期：契約締結日から一定期限以内に支払うものとする。

(2)期中マネジメント報酬

支払時期：毎四半期又は毎月の期中マネジメント報酬につき、契約に定める期限までに支払うものとする。

(3)売却処分報酬

支払時期：売却処分に係る売却代金の受領日から一定期限以内に支払うものとする。

(4)業務委託者の清算業務に係る報酬

支払時期：売却処分が完了した日以降、契約が終了する日までの報酬として、契約が終了する日までに支払うものとする。

5.匿名組合、信託及び特定目的会社等を用いる場合はその方法

当社は、不動産に関する業務において匿名組合及び特定目的会社等を用いる場合、次の契約を締結するものとする。

① 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。）（以下「資産流動化法」という。）第203条に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に係る業務を受託する場合における特定目的会社との業務委託契約（スキーム図については末尾記載参照）

② 不動産特定共同事業法（平成６年法律第77号。その後の改正を含む。）（以下「不特法」という。）第２条第４項第３号に掲げる行為に係る事業として同法第26条の２第１号に規定する委託特例事業者との業務委託契約

６．不動産の運用実績の開示につきましては、ＧＩＰＳ基準に準拠しておりません。

７．詳細については別記様式11号をご参照願います。

（スキーム図）

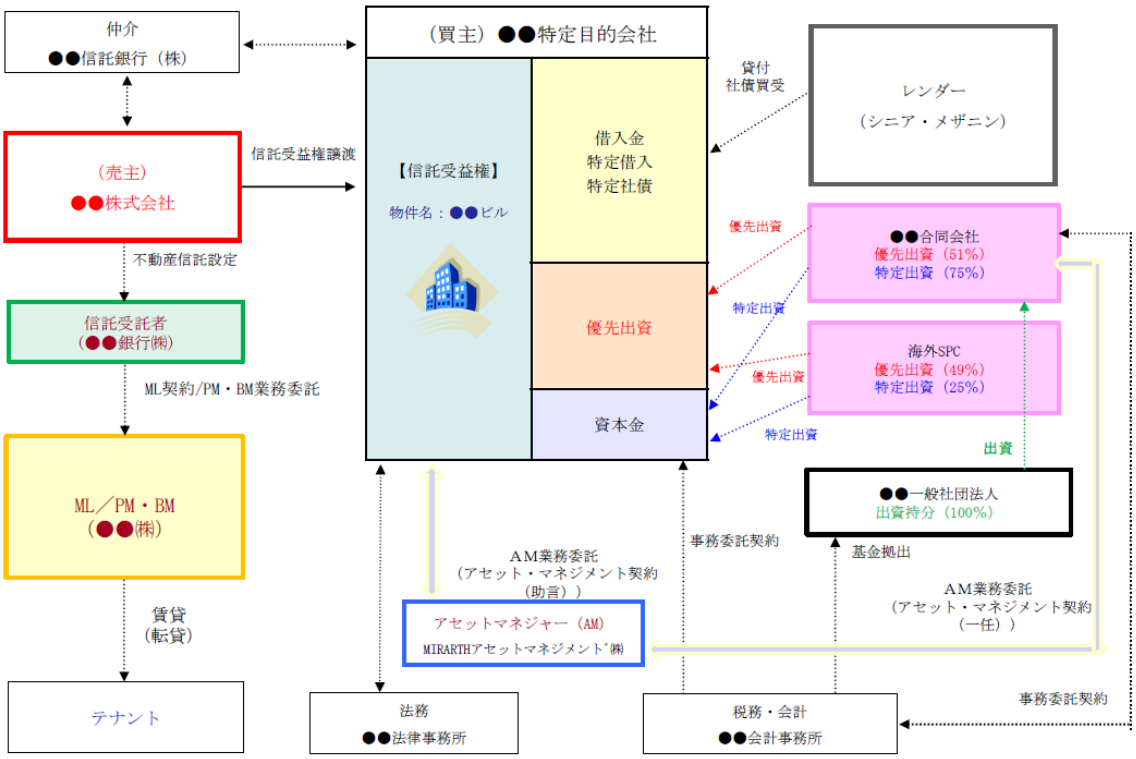

１０.既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
金融商品取引法第29条の登録	関東財務局長（金商）第2851号	平成27年７月30日
宅地建物取引業法第３条第１項の免許	東京都知事（３）第96550号	令和６年４月25日
不動産特定共同事業法第３条第１項の許可	金融庁長官・国土交通大臣　第103号	令和２年９月14日

１１.不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

１．定款上の目的
(1)第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業
(2)投資法人の設立企画人としての業務
(3)宅地建物取引業
(4)不動産特定共同事業
(5)再生可能エネルギー発電設備及び不動産の管理業務
(6)投資信託及び投資法人に関する法律に基づく一般事務の受託業務
(7)再生可能エネルギー発電設備による発電事業及びその運営、電気の供給・販売並びにかかる発電事業に関する発電施設、設備の取得、保有及び処分
(8)有価証券の取得、保有及び処分
(9)前各号に付帯関連する一切の業務
２．不動産投資事業の対象となる不動産の種類、規模及び所在する地域
該当ありません。

１２.主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資の金額	割 合	住　　所
みらーすほーるでぃんぐすかぶしきかいしゃ MIRARTHホールディングス株式会社	8,000株	100%	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

１３.役員の兼職の状況

（ふりがな） 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
たかはし まもる 髙橋　衛	MIRARTHホールディングス株式会社 持株会社
きむら まさき 木村　正樹	MIRARTHホールディングス株式会社 持株会社